

広島県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和五年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施 術 所		種 業 務 類 の	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
奈和手 利明	清後屋治療院	廿日市市平良山手八番一六号	あん摩マッサージ指圧	令和四年一月一日
奈和手 利明	清後屋治療院	廿日市市平良山手八番一六号	はり・きゅう	令和四年一月一日
林 達也	鍼灸陽明堂	安芸郡坂町坂西三丁目一九番二一号	はり・きゅう	令和四年九月三日